

**令和5年度 滋賀地方最低賃金審議会
第1回滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会
議事録**

開催日時	令和5年9月26日(火) 9時24分～11時33分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 出席3人 (定数3人) 労働者代表委員 出席3人 (定数3人) 使用者代表委員 出席3人 (定数3人) 事務局 4人
出席者	公益代表委員 片山 聡 平井建志 松田有加 労働者代表委員 榎並典朗 庄野英夫 西川伸吾 使用者代表委員 川口剛史 西田保夫 水野 透 事務局 中井労働基準部長、口賃金室長、 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官
主要議題	・滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事録	別紙のとおり

○事務局（室長）

それでは、ただ今から、「令和5年度 第1回 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告いたします。

公益側代表委員3名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員3名の合計9名全員のご出席をいただいています。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上が出席していますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項」の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

また、合同専門部会で本専門部会の部会長を平井委員に、部会長代理を片山委員に就任していただくことが決定しています。

それでは、これからの進行を、平井部会長にお願いいたします。

○部会長

みなさま、おはようございます。

本部会の議事進行を務めます部会長の平井です。よろしくお願いたします。

それでは初めに、本日の資料について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（指導官）

それでは、本日の資料につきまして説明させていただきます。

資料 No. 1 は、滋賀県鉱工業指数（令和 5 年（2023 年）7 月速報）となっております。この資料につきましては、先日開催しました合同専門部会でお配りしたものの最新データとなっております。概要としましては、生産及び出荷指数については 3 か月ぶりの低下、在庫指数については前月と同じとなっております。

続きまして 15 ページ資料 No. 2 につきましては、令和 5 年度特定（産業別）最低賃金結審状況（一般機械器具製造業関係）でございます。

昨日時点におきまして、大阪局と兵庫局の 2 局で結審しております。

また、こちらの資料につきまして、改定前最低賃金が赤字表記となっているものは本年度の地域別最低賃金を下回っているというものになります。また、表の中で網掛けになっている部分につきましては改正審議の必要性なしまたは申出のなかったものとなっております。

本日の資料につきましては、以上でございます。

○部会長

ただ今の説明について、質問等ございますでしょうか。

○全委員

（質問等上がらず）

○部会長

特になければ、議題の「滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

この専門部会は、今日を含めて 3 回、開催が予定されています。

特定（産業別）最低賃金は、「労使のイニシアティブにより設定されるもの」と

の原則に基づき、今年度の審議につきましても、合意形成に向けて、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

本日の専門部会は、最低賃金改正の実質的な審議を行う最初の会議のため、労・使双方から基本的なお考えやご意見などをお伺いして、その後、個別協議に入り、金額の提示をお願いしたいと思います。

それでは、まず、労働者側から基本的な考え、ご意見をお願いいたします。

○労働者代表委員

労働者側の基本的な考えを述べさせていただきます。

一般機械器具製造業の労働組合が集っている JAM というところに所属しておりますが、この JAM は、100 人未満の労働組合が所属しており、それが 6 割の産業別労働組合になっております。その中小・零細企業の労働組合の中で、我々が一番困っているのが、やはり原材料費の高騰、またはエネルギーの高騰、人件費の高騰ということです。我々の主張として、「価値を認め合う社会の実現」ということを掲げて、政策なども行っておりますが、私たちが一生懸命汗水を流して作り上げた製品を親会社、または大会社から買ったたかれるというような事態が起きております。とは言っても、私たち消費者も 1 円でも安いものを買いたいというのは一般的な心理でもありますので、やはりそういうような心理は、共存原理ですから資本主義の中では仕方ないことなのですが、不当な立場での買ったたきがないように、というようなことを主張しております。例えば原材料の高騰、エネルギーの高騰、こういうものが確実にわかる書類を用意すれば、確実に値段を上げていただけるというような法律を作っていくことも考えていきたいなと思っております。こういうことによって、賃金ダンピング、いわゆる労働者の賃金を抑えることによって製品の価格を抑えるというのを防ぎたいと考えております。

さて、最低賃金と何の関係があるのかということですが、我々 JAM は、もちろん労働組合のあるところの賃金を上げようと一生懸命頑張っておりますが、

やはり労働組合のないところの賃金は、この最低賃金、または特定（産業別）最低賃金が大きな役割を担っているのではないのかなと思っておりますので、そういう労働者の方々の賃金を上げていく上でも、今日はしっかりとやっていきたいと思っております。

もう一つは、前日も主張させていただいたのですが、今回実施された実地視察において、非正規社員の方と言えば簡単な作業しかやっていないのではないかというイメージを持たれる方が多いので、正社員と同じように部品のスペックをしっかりと見て、検査のポイントを全部見て、または生産の作りこみの時をいろいろと見て、一緒になって物を作っているというようなところを見ていただきたいと思いました。いわゆる非正規と正規の差がほとんどない、もちろん責任においては、「同一労働、同一賃金」の観点からも違いはあるとはしても、やっている作業にはほとんど差がないということを見ていただきたいと思いました。やはり正規、非正規関係なく賃金を上げていかなければいけないということを主張していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○部会長

それでは、使用者側から基本的な考えやご意見をお伺いいたします。

○使用者代表委員

使用者側として、この特定（産業別）最低賃金の審議に臨む、基本的な考え方ではありますが、昨今、地賃の引き上げ額は、令和5年度967円と過去最高額の40円引上げ（4.31%）となります。使用者側としては不本意ではありますが、この金額を最終決定させていただきました。3%以上の引き上げを始めた平成28年から、令和2年度はコロナ禍の影響で+2円と押えましたが、令和5年までの8年間で累計203円と大幅な賃金引き上げとなっております。これは平成27年度と比較

すると、実に 26.6%の最低賃金の引き上げとなっております。その結果、特定最賃との差は急激に縮小してきているというのが、今の実態であります。

併せて産業で見えていきますと多くの企業は、今、分別されている特定の産業だけに特化した仕事だけでなく、自動車や精密電機、窯業土石、一般機械などそれぞれが複合した仕事に携わり、産業別と言った括りで議論することが非常に難しい括りになっています。

地賃を大きく引き上げている状況の中で、現在の特定（産業別）最低賃金に対しても一定の役割を終える時期が近付いているのではないかと考えております。

この特定（産業別）最賃は、地賃の目安に引っ張られることなく従来の考え方を踏襲しながら真摯に我々としては議論をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○部会長

ありがとうございました。

ただ今、労使双方から基本的な考え方が表明されました。

これらに関して、そのほかにご意見等はございますでしょうか。

○全委員

〔意見等上がらず〕

○部会長

ないようでしたら、これから具体的な金額審議に入りたいと思いますが、例年どおり専門部会を休会として、労働者側・使用者側と個別に公益側と協議を進めるという形で、よろしいでしょうか。

○全委員

〔はい〕の声。

○部会長

それでは、今年度もそのように進めてまいります。

では、例年どおり労働者側から先に協議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○労働者側委員

〔はい〕の声。

○部会長

それでは、各々で協議していただき、まず、労働者側と公益で個別協議し、次に使用者側と公益で個別協議を行います。

労働者側は、検討の時間にどのくらい必要ですか。

○労働者側委員

15分いただけたら。

○部会長

では、9時50分から開始ということで、労働者側との個別協議を始めたいと思います。

事務局は、控室について説明をしてください。

○事務局（室長）

個別協議に当たり、待機・検討していただく部屋を、4FのTV会議室と5Fの労働基準部長室を用意しております。

労働者側委員は4FのTV会議室を、使用者側委員は5Fの労働基準部長室をご使用願います。なお、公益側との個別協議は、この会議室を使用いたします。

辰巳指導官が労働者代表委員を、浜口監督官が使用者代表委員をご案内します。

○部会長

では、ここから休会といたします。

委員のみなさま、控室へご移動願います。

【専門部会休会】

〔労使各側に分かれての個別協議〕

【専門部会再開】

○部会長

それでは、専門部会を再開したいと思います。

本日の使用者側と労働者側の個別協議について若干ご意見をまとめますと、労働者側としましては、「特定最賃近傍で働く労働者、あるいは非正規労働者の賃上げを図るためにも、一般機械特定最賃の大幅な増加が必要である。一般機械としての景況感も悪いという認識はない。」というところをご主張されました。

使用者側としましては、「滋賀県の業況DIは改善傾向にあるとは言え、まだ依然マイナスの状況が続いている。一般機械の生産指数でみると、令和4年から比べて令和5年というのは数値が低下している状況が見られるところから、大幅な増加というのは企業に与える影響というのが大きい。」という意見がございました。

本日のところは、合意には至りませんでした。

次回の第2回専門部会においては、労・使双方がさらに歩み寄っていただき、全会一致による金額決定を目指して、労使ともにご協力をいただくようお願いいたします。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしくお願いいたします
ます。

その他、各委員から何かありましたらお願いいたします。

○各委員

〔意見等上がらず〕

○部会長

よろしいでしょうか。

最後に事務局から何かありますか。

○事務局（室長）

次回の第2回専門部会は、10月11日（水）午前9時30分から、場所が変わり
まして、この庁舎3階の天津労働基準監督署会議室で開催いたします。

お忙しいところ申し訳ございませんが、ご出席、よろしくお願いいたします。

○部会長

それでは、第1回 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会は、これで終了
いたします。

お疲れ様でした。